

4D Performance Lab 会員規約

第1条（本規約および諸規則）

本規約は、4D-Stretch 株式会社（以下「当社」という）が運営するジム「4D Performance Lab」（以下「本施設」という）の利用に関する諸条件を定めたものであり、本施設と利用契約を締結したものに適用されます。

第2条（本施設）

1. 本施設は、トップアスリートからビジネスパーソンまで、「本気で結果を出したい」すべての人のために設計された動作最適特化型ジムであり、

- ①科学的なアセスメント（フォースプレート）
- ②動作のインプット（4D-Stretch）
- ③動作のアウトプット（ウォーターバッグ・バランスディスク・身体操作指導など）

三位一体の「カラダの課題を可視化し、動ける状態を整え、最適なパフォーマンスへとつなげる。」のサイクルを回し続け、挑戦する人の可能性を目的とした施設です。

2. 当社は、会員に対して、身体動作など一定の成果を保証するものではありません。

第3条（会員）

1. 会員は当社および本施設の趣旨に賛同し、本規約、その他当社の定める事項を確認した上、これらを遵守することを承諾し、第4条により当社に対する入会手続きを完了した方とします。
2. 入会手続きが完了した後であっても、不適当な事象が判明した場合、当社は会員を退会させることができます。
3. 会員資格は、第三者に譲渡することはできません。
4. 会員以外は、本施設は利用できません。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第4条（入会条件及び入会手続き）

1. 入会資格は以下のとおりです。
 - (1)本規約および当社の定める諸規則を承諾された方
 - (2)健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
 - (3)刺青等をしていない方
 - (4)暴力団ならびにそれに類する組織、またはその構成員と認められない方
 - (5)その他当社が適当と認めた方
2. 当社が定める所定の入会届を提出し、当社が入会を承認した場合に入会となります。

3. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申し込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担しなければなりません（上限額 50 万円）。
4. 入会時の初期費用として、入会金 11,000 円（消費税込）に、入会月の会費（日割計算）及び翌月分の月会費がかかります。決済方法によって、月締のタイミングが異なりますので、以下の記載をよく読んでください。

(1) クレジットカード決済の場合

入会手続き時に、入会金、入会月の会費（入会手続き日を基準に日割計算）及び翌月分の支払処理がされます。

例：8 月 1 日に入会手続きを実施した場合、入会金として 11,000 円（消費税込）に、8 月分の月会費（日割）＋9 月分の月会費が 8 月 1 日付にて決済処理がされます。

(2) 銀行口座振替

- ① 毎月 1 日から 10 日 23:59:59（日本時間を指します。以下本規約では同じです）に入会した場合には、当月 27 日頃に、入会金、入会月の会費（入会手続き日を基準に日割計算）及び翌月分の月会費の引き落としがなされます。
- ② 毎月 11 日午前 0 時以降に入会した場合には、翌月 27 日頃に、入会金、入会月の会費（入会手続き日を基準に日割計算）ならびに翌月分及び翌々月分の月会費の引き落としがなされます。

例：①8 月 1 日～8 月 10 日 23 時 59 分までに入会手続きを実施した場合、11,000 円（入会金）＋8 月分(日割)＋9 月分が 8 月 27 日に引き落としされます。

例：②8 月 11 日～翌月 1 日 0 時で入会手続きを実施した場合、11,000 円（入会金）＋8 月分＋9 月分＋10 月分が 9 月 27 日に引き落としされます

5. 会員プランを変更する場合は、変更を希望する月の前月の 10 日 23:59 までに、会員自らがメンバーサイト上の手続きを取ることで、翌月から会員プランを変更することができます。

例：8 月 1 日～8 月 10 日 23:59 までに手続きを実施した場合、9 月 1 日からプラン変更となります。

例：8 月 11 日～9 月 10 日までに手続きを実施した場合、10 月 1 日からプラン変更となります。

第 5 条（会員証）

1. 当社は会員に対し、入会時に当社指定の方法で会員証を交付するものとします。
2. 会員証は本人（法人会員の場合は法人の構成員）以外使用できません。
3. 会員各施設を利用する際に必ず会員証を持参しなければなりません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は、直ちに会社所定の手続きを行い、再発行の申請をするものとします。なお、再発行には、再発行手数料 3,000 円を申し受けます。

5. 会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を直ちに返還するものとします。

第6条（施設利用）

1. 会員はその種類に応じた範囲で本施設を利用でき、その範囲は別に定めます。
2. 当社は、必要がある場合には、本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができ、その制限によって会員に金銭的補償は行いません。
3. 当社は会員に対し、下記の事由により本施設の利用を制限することができます。
 - (1) 本施設の改修、点検を行うとき
 - (2) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
 - (3) 気象、災害、交通事故等により、安全に営業を行うことができないと当社が判断したとき
 - (4) 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
 - (5) 当社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき。
4. 会員は別に定める休業日には、施設の利用はできません。

第7条（会費等の支払い）

1. 会員は、当社の定める次の各号の方法で会費等を前払いで納めるものとします。
 - (1) クレジットカード決済 毎月20日に翌月分の支払処理がされます。
 - (2) 銀行口座振替 毎月27日に翌月分の引き落としされます。
2. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費、各種手数料および利用料等は、返還されないものとします。

第8条（休会及び退会）

1. 会員は、休会を希望する月の前月の10日13:00までに、当社に対し、当社の定める所定の手続きを取ることで、翌月から休会することができます。休会期間中も休会費用4,400円（月額、消費税込）が発生します。10日が営業日ではない場合には、その直前営業日13:00までに手続をする必要があります。

例：8月1日～8月10日13:00までにお申し出の場合、9月1日から休会となります。
8月11日～9月10日までにお申し出の場合、10月1日から休会となります。
2. 会員は、退会する月の10日13:00までに、当社に対し、当社の定める所定の手続きを取ることで、当該月末をもって退会することができます。10日が営業日ではない場合には、その直前営業日13:00までに手続をする必要があります。

例：8月1日～8月10日13:00までにお申し出の場合、8月31日付で退会となります。
8月11日～9月10日のお申し出の場合には、9月30日付で退会となります。

第9条（会員資格の終了）

1. 会員が次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。この場合、会費等その他の未納金がある場合、これらを直ちに完納しなければなりません。

(1)死亡

(2)退会（第8条に定めるとおり）

(3)除名（第10条に定めるとおり）

(4)会員に対し破産宣告、会社更生、民事再生等の申し立てがあったとき

(5)その他会員として相応しくないと当社が認めたとき

2.当社が本施設を閉鎖(廃止)した場合等、運営を中止した場合、すべての会員はその資格が終了するものとします。この場合、既納の入会金ならびに会費等は返還しないほか、特別の補償は一切行わないものとし、会員は何ら異議を申し立てることができません。

第10条（資格の停止ならびに除名）

会員が次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合は、当社の判断によって、会員の資格を一時停止、または除名します。

(1)月会費等その他当社に対する支払いを2ヶ月以上滞納したとき

(2)入会手続きに際して虚偽の申請をしたとき

(3)会員証を第三者に使用させるなどの不正を行ったとき

(4)本施設内で営利行為を行ったとき

(5)施設等を故意または重大な過失により破損したとき

(6)本施設の名誉、信用を著しく毀損し、または秩序を乱したとき

(7)当社が著しく他の利用者に不快感を与えたと判断したとき

(8)本規約、その他当社が定める規則に違反したとき

第11条（利用の拒絶）

当社は、会員が次の(1)から(8)のいずれかに該当すると判断した場合は、会員の本制度および本施設の利用をお断りすることがあります。

(1)公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行なったとき、又はこれらの行為を行うおそれがあるとき

(2)暴力的不法行為を行なうおそれがあるとき

(3)泥酔し又は覚せい剤等の違法な物を使用したとき

(4)刃物、危険物等を所持しているとき

(5)ルール・マナーに著しく反し、当社の警告を無視して改めないとき

(6)暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と認められるとき

(7)他の利用者に迷惑・損害を与え、又は与える可能性があるとき

(8)その他、本規約に違反したとき

第 12 条 (持込禁止品)

1. 会員は、本施設内に次のものを持込むことはできません。

- (1)動物、鳥類等（ペット含む）及び家畜類（身体障害者補助犬法に定められた補助犬を除く）
- (2)悪臭又は騒音を発するもの
- (3)鉄砲、刀剣類
- (4)発火、爆発のおそれのあるもの
- (5)その他、本施設が別途定めるもの

2. 会員は、本施設のトレーニングブース内は、内履きを使用するものとし、外履きについては、シューズラックに預けなければなりません。

第 13 条 (禁止行為)

1. 会員は、本施設内において、次の行為をすることができません。

- (1)賭博その他風紀を乱す行為
- (2)物品販売及び広告宣伝等の営業行為
- (3)飲食、喫煙行為（ただし、飲み物やプロテイン等臭いを発しない固形物は除く）
- (4)大音量で音楽を流す、大声で会話する等第三者に迷惑を及ぼす行為
- (5)会員以外の第三者が映り込む撮影や録画、配信行為
- (6)当社の同業となる法人・個人に対し、本施設の体験利用、見学などをさせること。
- (7)当社の製品のリバースエンジニアリングを行うこと。
- (8)本施設や当社の製品を SNS 等各種媒体で紹介する際に、「4D-Stretch 株式会社」又は当社の製品名以外の類似の商標や製品名などを用いること。
- (9)本施設や当社の製品を SNS 等各種媒体で紹介する目的以外で、「4D-Stretch 株式会社」又は当社の製品名を利用すること
- (10)その他、本施設が別途定める行為

2. 本施設内に設置しているマシンや器具については、当社の定める取扱説明書のとおり利用しなければなりません。

第 14 条 (当社の免責)

会員は、本施設内において、自らの身体及び自己の所有物（貴重品等一切の物を含む）を自らの責任において管理し、当社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。

第 15 条 (会員の責任)

会員が本施設の利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をしなければなりません。

第 16 条 (個人情報の変更)

会員は、氏名・住所・連絡先など入会時の所定手続き内容に変更があった場合には速やかに当社に変更届を提出するものとします。

第 17 条(通知)

当社が会員あてに郵便物やメール等の電磁的方法で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所やメールアドレス等に行い、発送をもって効力を有するものとし、不到達等の責を負いません。

第 18 条（解除）

当社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、すべての会員契約を直ちに解除することができます。

第 19 条（規約等の遵守）

会員は本規約、その他当社が定める事項を遵守するものとし、これらに違反した場合、当社は施設の利用をお断りすることがあります。

第 20 条（その他規則等）

本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途施設利用案内に定めることができ、会員はこれを遵守しなければなりません。

第 21 条（準拠法、裁判管轄）

本規約は準拠法を日本法とし、第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

第 22 条（パーソナルトレーニング）

1. パーソナルトレーニングを利用する会員は、当社の定める方法を用いて、あらかじめパーソナルトレーニングの予約申し込みを行い、当社の承諾を得なければなりません。
2. 前項の予約を行った会員は、その予約を変更・キャンセルする場合は、予約日 1 日前の 0 時までに行うものとし、それ以降のキャンセルまたは無断キャンセルは、5,500 円（消費税込）のキャンセル料を支払うものとします。